

事業評価シート（平成26年度分）

1. 事業の位置付け

事務事業名	人権擁護意識普及・啓発事業		
事業担当	市民部 人権・男女共同参画課		
事業種類	ハード	ソフト	
総合計画の位置付け	'01	基本目標1 豊かな心をはぐくみ、よろこびとふれあいにあふれたまち	
	'01	人間力 一人一人の心のやさしさ、学ぶ意欲、生きる力をはぐくむ	
	'02	2 平和・人権に関する意識啓発を推進する	
根拠法令等			
対象・受益者	市民	事業期間	
委託・協働	【委託: 3セク・財団 企業 NPO その他】【協働: 】		
	目的・目標		事業の概要
一人ひとりの人権を大切にすることを育て、すべての人権が保障された自由で平等な明るい社会が形成されています。		市民みんなが人権を尊重し合い、心がかような明るい社会づくりを進めるため、あらゆる機会を通じて人権に対する意識啓発をします。	

2. 事業の検証

活動指標	指標名	人権啓発事業等の実施回数			単位	回
	説明・算定式					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	実績	4	4	4	4	
活動指標	指標名				単位	
	説明・算定式					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	実績					
成果指標	指標名	人権啓発事業等の参加者数及び対象者数			単位	人
	説明・算定式					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	実績	3752	3653	3262		
成果指標	指標名				単位	
	説明・算定式					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	実績					
進捗状況	: 予定どおり					
	遅れている理由					
平成26年度の主な取組と成果						
人権意識の高揚を図るため、人権講演会や人権キャンペーンを実施したほか、人権啓発リーフレットの作成・配布を行うなど、多くの市民に対し人権に関する意識啓発を行いました。						
平成26年度の検証結果	B : おおむね成果があがった					

事業分析	項目	分析の視点	左記の視点に関する分析・課題の抽出	総合評価
	必要性	市民ニーズ 事業目的の達成状況 市の関与の必要性 その他	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」で人権に関する施策の策定と実施が地方公共団体の責務とされており、必要性は高い事業です。	高低
	有効性	上位施策への貢献 市民満足度を高める方策 継続による成果向上の可能性 その他	人権尊重社会の実現につながるものであり、有効性は高い事業です。	高低
	妥当性	事業の目的、対象、内容 受益者負担、補助額 業務の執行体制(人員配置、業務分担) その他	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく事業であり、市民に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めることを目的としているので、妥当性は高い事業です。	高中低
	効率性	業務プロセス改善による効率化の方策 コスト削減の可能性 事業手法(民活の余地、事業形態の検討) その他	人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにするために多様な機会を提供しており、効率性は高い事業です。	高中低
今後に向けた課題の分析 人権が尊重される豊かな社会づくりを目指して、今後も創意工夫しながら人権啓発事業を継続して実施していくことが重要です。そのため、人啓発事業をより効果的に展開していくための手法について、検討していく必要があります。				

3. 年度別事業内容・決算額

(単位:千円)

		平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	平成27年度 予算額
事業内容		キャンペーンの開催、リーフレットの配布等、人権施策推進指針の策定	キャンペーンの開催、リーフレットの配布等	キャンペーンの開催、リーフレットの配布等	キャンペーンの開催、リーフレットの配布等
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0
	県支出金	410	389	389	389
	起債	0	0	0	0
	その他 特財	0	0	0	0
	一般財源	2,404	1,253	1,348	1,377
事業費 (A)		2,814	1,642	1,737	1,766
執行率 (%)		97.13	93.35	97.91	

4. 今後の事業展開(担当課としての提案)

平成28年度の取組方針 各取組みの内容を一層充実させ、より高い事業効果を視野に入れて取り組むとともに、さらなる啓発事業参加者の増加や人権啓発研修の充実を図るため、より多くの人に意識啓発ができる方法や機会を検討します。
課長コメント 市民一人ひとりの人権が尊重され、共に支え合うまちづくりを目指し、人権尊重意識の高揚を図るため、「人権施策推進指針」に基づき、事業に取り組んでいきます。また市民に対しては、人権擁護委員による相談と啓発事業を中心に人権施策を進めます。